

不利益処分の処分基準

処 分 名		児童扶養手当の支給の制限
根拠法及び条項		児童扶養手当法第 9 条
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課
処 分 基 準	関係条項	児童扶養手当法第 10 条、第 11 条、第 12 条
	基 準	○第 9 条 手当は、受給資格者（第 4 条第 1 項第 1 号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第 2 号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法 に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 1 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 2 受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。 ○第 9 条の 2 手当は、受給資格者（前条第 1 項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しない。 ○第 10 条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項 に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しない。 ○第 11 条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しない。 ○第 12 条 <略>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
	備 考	